

# EBPM推進体制（案）

官民データ活用推進基本法（平成28年法律103号）に基づく基本計画に、EBPMの推進方針を明確に位置づけ

**官民データ活用推進戦略会議**  
 （官民データ活用推進基本法）  
 議長：内閣総理大臣  
 構成員：全ての国務大臣、政府CIO、有識者 ※年度内発足予定

戦略会議の下に設置

## 政府横断的なEBPM推進体制

**有識者**・チェック・指導  
 ・アドバイス

**EBPM推進委員会**  
 （仮称）

- 構成員：EBPM推進統括官
- ニーズ・要望の統括
- 重点推進分野の決定
- 人材育成・確保の統括 等

経済財政諮問会議事務局  
 （経済・財政再生アクション・プログラムに基づく進捗管理、評価等）

総務省行政評価局  
 （各府省が行う政策評価の点検）

行政改革推進本部事務局  
 （各府省の自己点検と公開の場での検証）

政策、施策、事務事業の各段階で、エビデンス活用のチェック

【C省】  
 【B省】  
 【A省】

府省をまたがる事案 モニタリング、指導 困難事案の相談

**EBPM推進統括官**（仮称）

- 各府省におけるニーズ・要望への対応（所在の教示、統計改善の調整、マイクロデータの提供等）
- エビデンス活用のモニタリング、指導
- 人材育成・確保

エビデンス思考の重視  
 ○○局  
 （政策部局）

統計・データ作成の要請  
**EBPMサイクルの構築**

エビデンスへの利活用という目的意識の重視  
 △△局（統計部局）  
 ◇◇局（データ管理部局）

統計・データの提供

連携協力

統計委員会